存亡の危機に立つ労働運動と憲法２８条　2019年9月21日　熊沢誠

Ⅰ　序にかえて

ⅰ執拗に続く今回の労働組合、全日本建設運輸連帯労組「関西生コン支部」（関ナマと略）への弾圧は、労働組合運動の容認というおよそ民主主義国家の法的な到達点を完全に無視する、常軌を逸した反動的な組合つぶしの試み

ⅱなぜ常軌を逸した組合つぶしか？ **労働組合運動承認の「黄金律」（GR）の蹂躙！**

ⅲ長年の闘争の成果、「黄金律」とは?

①民法上の免責（企業の取引の制限ということだけでは損害賠償を請求されない）

②刑法上の免責（一人による行動が合法であれば組合が集団で行っても合法）

＊日本：憲法28条（労働三権の保障）の上で①は労働組合法８条､②は１条第２項

注：刑法上の免責は「正当な組合活動」について刑法35条を適用

ad.枢要の争点としてのピケット――日本では保障はいくらか曖昧　判例参照

ⅳいま生コン業界団体と警察・司法権力が行使しているすさまじい弾圧の具体像は後述

Ⅱ　いま、なぜこのような労働運動弾圧が画策されるのか？

ⅰ背景：日本の労働組合運動の衰退、組織率17%までの低落　それ以上に主流派企業別労組の徹底的なスト離れ　もちろんピケットなんて「問題外」

ⅱ端的な指標、ストライキ損失日数の国際比較2015年――日本は15000日（100人のストが15件あればすべて･･･の水準）。組織率の低いアメリカでは49倍、労働者数の少ないイギリスでも11倍、労使関係安定とされるドイツでも73倍

ⅲ右翼ゴロツキの言う「今どきストライキかよ？」、しかし今や一般の組織労働者も市民も、そう思っているのでは？　⇒

権力は関ナマみたいな｢過激派｣労組を弾圧しても大規模な抵抗はないと読んでいる？

Ⅲ　では、なぜ、関西生コン支部がターゲットとされるのか？　ここが枢要のポイント

ⅰ要するにそれは、関ナマが日本ではすでに例外的になったまっとうな労働組合だから

ⅱその「まっとう」はどこにあるか――この労働組合のすぐれた特色に注目

①「本勤」のみでなく多くは日雇の常用「直行」および「センター就労」（労組と生コン製造&輸送企業との労働供給契約による就労）も包括して、ミキサー運転手を**企業の枠を超えて組織する産業別・業種別の単組（cf.普通の単産）**

②独自の産業政策の展開――**労働条件の改善と生コンの品質維持のためには、雇用主生コン製造&運送の中小企業の経営安定が必要である⇒川上・川下の巨大企業の収奪による生コン価格の競争的な値崩れを防止するため、協同組合を形成し、共同受注・共同販売をはかる――労組と協同組合の集団交渉の展開**

良心的な中小企業との「一面共闘・一面闘争」路線

③必要であればストライキの実行、賃上げのみならず生コン価格や運送費の維持も要求項目化。それのみか、協定相場を破り、不正作業をする「アウト企業」・建設現場へのピケの敢行――ぬけがけ防止と不安全行為の指摘

総括：以上は現体制に許されざる労働組合　とくに②と③　「営業妨害」！

ⅲ資本および警察権力の弾圧の具体像

- 推測される巨大資本の蠢動⇒大阪広域協の変質　∵一部ボスたちの支配が台頭
- 大阪広域協による関ナマ労組の排除、労組と連携してきた協同組合企業の生業の剥奪と妨害（関ナマは商売の邪魔だ！）――協同組合の理念の蹂躙と不当労働行為
- 警察権力（大阪府警、滋賀県警）の登場！　数カ所の工事現場での説得ピケや安全確保措置の行動を威力業務妨害や恐喝として不法行為とする
  ad.先行した.右翼排外主義グループの暴言と恫喝
- 関ナマ支部リーダー（ad 良心的業者）19 年６月段階でのべ 67 人（＋良心的業者８人）逮捕、42 人起訴／そればかりか電話履歴・メール調べ、家宅捜査による「資料確保」――共謀罪の先取り的な捜査

ⅳ逮捕者の取り調べの諸相：関ナマと手を切れとの転向の強要、長期拘留、家族にも圧力･･･ もちろんこの関ナマつぶしは不当労働行為そのもの　それも警察が！
――想起される治安維持法下の特高の尋問　ちがうのは拷問の有無のみ

ⅴ**ふつうの説得ピケや安全確認行動を暴行・脅迫、中小企業の営業を守る要素をもつストライキ・ピケを威力業務妨害とみなす（刑法上の免責蹂躙）**
ad. 関ナマ労組の機能が裁判で不法とをみなされれば民法上の免責も危機に？
損害賠償の請求（民法上の免責剥奪）の可能性も

ⅵ最近では、過去の協定にもとづく非正規労働者の正規化や、解散企業の従業員の協同組合傘下企業への就職斡旋も罪に問う動きも

ⅶ今やストライキは、ましてピケットは非合法の犯罪とみなされかねない惰力が作動
2019 年日本の資本と権力に許されるのは、大企業の財務にいささかも打撃にならない、ストライキやピケなどいっさい考えない形式的な「労働組合」のみに
⇒およそまっとうな労働組合運動にとって、これ以上の危機はない
ad 家宅捜査の.滋賀県警警部のいう「俺らは本庁指示でやっているんや」に注目

Ⅳ　議論の展開――労働者にとっての真正の民主主義のゆくえを問う

ⅰ民主主義とはなにか？　By the People！ 生活に深刻な影響を及ぼす事柄への当事者の決定権、または少なくとも決定参加権⇒では、財産も権力も政治家とのコネもない**ふつうの労働者にとって民主主義**とは？⇒上の「事柄」すなわち労働条件への決定参加だ⇒そのルートは？⇒**労働三権が保障された労働組合運動　産業民主主義！**

ⅱ憲法 28 条に明記された産業民主主義が不在ならば、具体的には労働組合運動の衰退、空洞化、レームダック化があれば、労働者にとって民主主義は虚妄　∵政治的民主主義（参政権や選挙権）で労働条件を維持・向上させることには決定的な限界がある

ⅲ∴まっとうな労組の一掃は、現代日本に特徴的な、もっとも悪質な民主主義の破壊
∴関西生コン支部弾圧は憲法違反　関ナマ労組擁立は必須の護憲運動にほかならない

Ⅴ　私の危惧　産業民主主主義の危機に対して現代日本の「護憲派」はあまりに鈍感

ⅰ各地に関西生コン支部弾圧に抗議する組織が発足。しかし、全労協系、ニューレフト活動家のほかには、労組全国組織や単産や「リベラルな市民団体」、共産党、立憲民主党、はなお無関心のまま沈黙　それでいいか？

そしてマスコミの関ナマ弾圧問題の驚くべき無視について

ⅱ考えうる理由：①先に見た労働組合運動に対する「空気」／②「スト離れは常識」の系論で、関ナマ労組を「議会主義」は重視する市民の「良識」になじまぬ「過激派」として異端視

ⅲ日本の「民主主義」における産業民主主義思想の伝統的な根の浅さ（その由来は省略）説明は省略するが、産業民主主義の決定的意義への鈍感さは、特定の労働現場で働く人びとのみが痛感しうる切実なニーズに対する一般国民＝多数者による抑圧に通じる系論としての今の風潮：さまざまの労働問題の深刻は語られても、解決策の提示は常に法律、行政措置、心理的コンサルティングに

解決者としての労働組合運動の無視　　∵ここには組合への期待の喪失、絶望

ⅳ**関ナマ弾圧の粉砕は護憲闘争の喫緊の課題のひとつ**。護憲が大切なら、上のような現代日本の「空気」を変えよう。この弾圧の画期性、戦後民主主義全体にとってのその危険性、ファシズム到来の可能性（ad ファシズムはいつも労働運動の弾圧に始まる）を見逃すな。資本と警察権力による関西港湾地帯の建設ブルーカラー労組の圧殺は、やがてかならず私たちすべての自由と民主主義と抵抗の圧殺となることに気づこう

ⅴいま必要なこと：裁判闘争を包む大衆的街頭行動、それを包む多くの労働組合の抗議行動。各野党、各労組ナショナルセンターの枠を超えた労働者・市民の幅広い、しかし非妥協的な戦線の構築が急務

さしあたり野党の責務は関ナマ問題の政治課題化――組合つぶしの急先鋒、大阪広域協の中心木村貴洋ら、滋賀県警本部長らを国会の証人喚問にかけよ、武建一委員長にも「我々はなにを求めてきたか」を語らせよ